

【別紙】特別養護老人ホーム神庭荘<<多床室>>利用料金表 (1月あたり) 令和6年4月1日から適用

1ヶ月30日で算定 (単位:円)

□ 第1段階	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
	要介護1	17,670	9,000	0	26,670
	要介護2	19,770	9,000	0	28,770
	要介護3	21,960	9,000	0	30,960
	要介護4	24,060	9,000	0	33,060
	要介護5	26,130	9,000	0	35,130
□ 第2段階	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
	要介護1	17,670	11,700	11,100	40,470
	要介護2	19,770	11,700	11,100	42,570
	要介護3	21,960	11,700	11,100	44,760
	要介護4	24,060	11,700	11,100	46,860
	要介護5	26,130	11,700	11,100	48,930
□ 第3段階①	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
	要介護1	17,670	19,500	11,100	48,270
	要介護2	19,770	19,500	11,100	50,370
	要介護3	21,960	19,500	11,100	52,560
	要介護4	24,060	19,500	11,100	54,660
	要介護5	26,130	19,500	11,100	56,730
□ 第3段階②	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
	要介護1	17,670	40,800	11,100	69,570
	要介護2	19,770	40,800	11,100	71,670
	要介護3	21,960	40,800	11,100	73,860
	要介護4	24,060	40,800	11,100	75,960
	要介護5	26,130	40,800	11,100	78,030
□ 第4段階	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
	要介護1	17,670	44,550	28,650	90,870
	要介護2	19,770	44,550	28,650	92,970
	要介護3	21,960	44,550	28,650	95,160
	要介護4	24,060	44,550	28,650	97,260
	要介護5	26,130	44,550	28,650	99,330

- 加算項目
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ … 所定単位数(基本単価、各種加算)に83/1000乗じた単位数(1月)
 - ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ … 所定単位数(基本単価、各種加算)に23/1000乗じた単位数(1月)
 - ・介護職員等ベースアップ等支援加算 … 所定単位数(基本単価、各種加算)に16/1000乗じた単位数(1月)
 - ・サービス提供体制強化加算Ⅲ 1日6円
 - ・栄養マネジメント強化加算 1日11円
 - ・看護体制加算Ⅰ□ 1日4円
 - ・夜勤職員配置加算Ⅰ□ 1日13円

その他必要に応じて

- ・療養食加算
- ・経口移行加算
- ・経口維持加算Ⅰ
- ・初期加算
- ・外泊時費用
- ・看取り介護加算Ⅰ
- ・退所時情報提供加算
- ・新興感染症等施設療養費 等

※ 【介護保険負担割合証】に記載されている割合を乗じた額を施設介護サービス費としていただきます。

※ 記載している額は1割負担です。

※ 【高額介護サービス】として、1か月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

【別紙】特別養護老人ホーム神庭荘Ⅱ《個室》利用料金表 (1月あたり) 令和6年4月1日から適用

1ヶ月30日で算定 (単位:円)

□ 第1段階	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
	要介護1	20,460	9,000	24,600	54,060
	要介護2	22,590	9,000	24,600	56,190
	要介護3	24,840	9,000	24,600	58,440
	要介護4	27,030	9,000	24,600	60,630
	要介護5	29,130	9,000	24,600	62,730
□ 第2段階	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
	要介護1	20,460	11,700	24,600	56,760
	要介護2	22,590	11,700	24,600	58,890
	要介護3	24,840	11,700	24,600	61,140
	要介護4	27,030	11,700	24,600	63,330
	要介護5	29,130	11,700	24,600	65,430
□ 第3段階①	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
	要介護1	20,460	19,500	39,300	79,260
	要介護2	22,590	19,500	39,300	81,390
	要介護3	24,840	19,500	39,300	83,640
	要介護4	27,030	19,500	39,300	85,830
	要介護5	29,130	19,500	39,300	87,930
□ 第3段階②	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
	要介護1	20,460	40,800	39,300	100,560
	要介護2	22,590	40,800	39,300	102,690
	要介護3	24,840	40,800	39,300	104,940
	要介護4	27,030	40,800	39,300	107,130
	要介護5	29,130	40,800	39,300	109,230
□ 第4段階	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
	要介護1	20,460	44,550	67,680	132,690
	要介護2	22,590	44,550	67,680	134,820
	要介護3	24,840	44,550	67,680	137,070
	要介護4	27,030	44,550	67,680	139,260
	要介護5	29,130	44,550	67,680	141,360

- 加算項目
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ …
所定単位数(基本単価、各種加算)に83/1000乗じた単位数(1月)
 - ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ …
所定単位数(基本単価、各種加算)に23/1000乗じた単位数(1月)
 - ・介護職員等ベースアップ等支援加算 …
所定単位数(基本単価、各種加算)に16/1000乗じた単位数(1月)
 - ・サービス提供体制強化加算Ⅲ 1日6円 ・栄養マネジメント強化加算 1日11円
 - ・看護体制加算Ⅰイ 1日12円

その他必要に応じて

- ・療養食加算 ・経口移行加算 ・経口維持加算Ⅰ ・初期加算 ・外泊時費用
- ・看取り介護加算Ⅰ ・退所時情報提供加算 ・新興感染症等施設療養費 等

※ 【介護保険負担割合証】に記載されている割合を乗じた額を施設介護サービス費としていただきます。

※ 記載している額は1割負担です。

※ 【高額介護サービス】として、1か月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。

特別養護老人ホーム神庭荘《多床室》利用料金表 (1日あたり) 令和6年4月1日から適用

1ヶ月30日で算定 (単位:円)

第1段階	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
□ 第1段階	要介護 1	589	300	0	889
	要介護 2	659	300	0	959
	要介護 3	732	300	0	1,032
	要介護 4	802	300	0	1,102
	要介護 5	871	300	0	1,171
第2段階	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
□ 第2段階	要介護 1	589	390	370	1,349
	要介護 2	659	390	370	1,419
	要介護 3	732	390	370	1,492
	要介護 4	802	390	370	1,562
	要介護 5	871	390	370	1,631
第3段階①	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
□ 第3段階①	要介護 1	589	650	370	1,609
	要介護 2	659	650	370	1,679
	要介護 3	732	650	370	1,752
	要介護 4	802	650	370	1,822
	要介護 5	871	650	370	1,891
第3段階②	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
□ 第3段階②	要介護 1	589	1,360	370	2,319
	要介護 2	659	1,360	370	2,389
	要介護 3	732	1,360	370	2,462
	要介護 4	802	1,360	370	2,532
	要介護 5	871	1,360	370	2,601
第4段階	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
□ 第4段階	要介護 1	589	1,485	955	3,029
	要介護 2	659	1,485	955	3,099
	要介護 3	732	1,485	955	3,172
	要介護 4	802	1,485	955	3,242
	要介護 5	871	1,485	955	3,311

利用者負担段階	所得要件	資産要件
第1段階	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	預貯金等が1,000万円以下の方 (夫婦で2,000万円以下の方)
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	預貯金等が650万円以下の方 (夫婦で1,650万円以下の方)
第3段階①	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	預貯金等が550万円以下の方 (夫婦で1,550万円以下の方)
第3段階②	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方	預貯金等が500万円以下の方 (夫婦で1,500万円以下の方)
第4段階 (非該当)	・本人が市民税非課税で世帯員に市民税課税者がいる方 ・本人が市民税課税の方 ・配偶者が市民税課税の方(世帯が分離している配偶者を含む)	利用者負担段階に応じた上記 資産要件を満たさない方

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等の雑所得と長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額を指します。また、給与所得が含まれる場合、給与所得(給与所得と年金の雑所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除が行われている場合には、その控除前の金額)については、10万円を控除した額(ただし、控除後の合計額が0円を下回る場合は0円)とします。

※年金収入額は、遺族年金、障害年金等の非課税年金を含みます。

※第2号被保険者(65歳未満)の方の資産要件は1,000万(夫婦で2,000万)円以下となります。

特別養護老人ホーム神庭荘Ⅱ《個室》利用料金表 (1日あたり) 令和6年4月1日から適用

1ヶ月30日で算定 (単位:円)

第1段階	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
□ 第1段階	要介護 1	682	300	820	1,802
	要介護 2	753	300	820	1,873
	要介護 3	828	300	820	1,948
	要介護 4	901	300	820	2,021
	要介護 5	971	300	820	2,091
第2段階	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
□ 第2段階	要介護 1	682	390	820	1,892
	要介護 2	753	390	820	1,963
	要介護 3	828	390	820	2,038
	要介護 4	901	390	820	2,111
	要介護 5	971	390	820	2,181
第3段階①	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
□ 第3段階①	要介護 1	682	650	1,310	2,642
	要介護 2	753	650	1,310	2,713
	要介護 3	828	650	1,310	2,788
	要介護 4	901	650	1,310	2,861
	要介護 5	971	650	1,310	2,931
第3段階②	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
□ 第3段階②	要介護 1	682	1,360	1,310	3,352
	要介護 2	753	1,360	1,310	3,423
	要介護 3	828	1,360	1,310	3,498
	要介護 4	901	1,360	1,310	3,571
	要介護 5	971	1,360	1,310	3,641
第4段階	介護度	施設介護サービス費	食費	居住費	合計
□ 第4段階	要介護 1	682	1,485	2,256	4,423
	要介護 2	753	1,485	2,256	4,494
	要介護 3	828	1,485	2,256	4,569
	要介護 4	901	1,485	2,256	4,642
	要介護 5	971	1,485	2,256	4,712

利用者負担段階	所得要件	資産要件
第1段階	・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	預貯金等が1,000万円以下の方 (夫婦で2,000万円以下の方)
第2段階	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円以下の方	預貯金等が650万円以下の方 (夫婦で1,650万円以下の方)
第3段階①	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	預貯金等が550万円以下の方 (夫婦で1,550万円以下の方)
第3段階②	・世帯全員が市民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が120万円を超える方	預貯金等が500万円以下の方 (夫婦で1,500万円以下の方)
第4段階 (非該当)	・本人が市民税非課税で世帯員に市民税課税者がいる方 ・本人が市民税課税の方 ・配偶者が市民税課税の方(世帯が分離している配偶者を含む)	利用者負担段階に応じた上記 資産要件を満たさない方

※「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金等の雑所得と長期譲渡所得・短期譲渡所得の特別控除額を控除した金額を指します。また、給与所得が含まれる場合、給与所得(給与所得と年金の雑所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除が行われている場合には、その控除前の金額)については、10万円を控除した額(ただし、控除後の合計額が0円を下回る場合は0円)とします。

※年金収入額は、遺族年金、障害年金等の非課税年金を含みます。

※第2号被保険者(65歳未満)の方の資産要件は1,000万(夫婦で2,000万)円以下となります。